

## 改正概要説明書

国名： リヒテンシュタイン

法令名：商標令

改正情報：1997年4月1日，No. 77

### 改正概要：

1. 商標規則 1964年6月15日版が1997年4月1日版として改正され，さらに商標規則から商標令に改名された。その後，1998年に一部改正された。
2. ファクシミリによる署名済書類の送付が認められた（第6条）。

### 改正内容：

#### ・第6条 署名

(2)は新設項目である。

#### ・第30条 内容

(1)において，「商標に付随する権利の変更」が「商標法の変更」に変更された。